

お申し込みのご案内（旅行取引条件書〔抜粋〕）

このパンフレットは、旅行業法 12 条の 4 に定める取引条件説明書面および業法 12 条の 5 に定める契約書面を兼ねています。

1、募集型企画旅行契約

この旅行は、九州産交バス株式会社（熊本市西区上代 4-13-34 熊本県知事登録旅行業第 2-239 号）（以下「当社」といいます）が実施する募集型企画旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

2、旅行の申し込みと契約の成立時期

お申し込みは WEB 予約システムよりご予約ください。

代金のお支払いは、ご予約時にオンラインクレジット決済を完了することを必須とします。

3、お申し込み条件

18 歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。

また以下に該当する方は本ツアーへご参加いただけません。

呼吸器（肺）疾患の方、心臓病疾患の方、ペースメーカーを装着されている方、ぜんそくの方、体調不良の方

4、契約の成立

旅行契約（通信契約）は、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知が到達した時に成立するものとします。

当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面等は電磁的方法のみで交付するものとし、お客さまはそれを承諾する場合に限り契約を締結できるものとします。

5、旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃及び消費税等諸税。

その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。

上記費用はお客さまのご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

6、旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれていません。

7、旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。

なお、火口見学については、火山ガス濃度等の自然条件や気象状況、また関係機関の指示により、急遽立ち入りが規制されることがあります。その場合は火口見学ができないことがありますのであらかじめご了承ください。

8、お客さまの交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

9、取消料

お申し込み後、お客さまのご都合で旅行を取り消される場合は、旅行開始日の前日から起算して、次の料率で取消料をいただきます。

旅行契約解除の時期	取消料
旅行開始日 2 日前まで	無料
旅行開始日の前日	旅行代金の 20%
旅行開始日当日	旅行代金の 30%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

10、旅行契約の解除

お客さまは取消料をお支払いいただくことで旅行契約を解除できます。ただし旅行内容の重要な変更や天災などの場合取消料は発生いたしません。当社はお客さまが参加条件を満たしていない場合や、団体行動の妨げとなる場合、また天災などで旅行の実施が困難な場合に契約を解除できます。その際、当社の都合による解除であれば旅行代金は全額返金されます。

11、最少催行人数

1 名

12、添乗員等

添乗員、ガイドは同行いたしません。

13、当社の責任

当社は旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまの被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

14、お客さまの責任

お客さまの故意又は過失により当社または第三者が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。また、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

15、特別補償

当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、特別補償規定に定めるところによりお客様が募集型企画旅行参加中にその生命身体または荷物に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いいたします。

16、旅程保証

当社は、契約内容の重要な変更が発生した場合、旅行終了後 30 日以内に変更補償金を支払います。ただし、当社の責任による変更で損害賠償の対象となる場合は、補償金ではなく損害賠償として対応します。

17、個人情報の取り扱いについて

当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

18、その他

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。

19、旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日はパンフレット等に明示した日となります。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

九州産交バス株式会社

熊本県知事登録旅行業第 2-239 号